

令和元年 第2回臨時会

# 横 瀬 町 議 会 会 議 録

令和元年 5 月 14 日

横 瀬 町 議 会

令和元年  
第2回臨時会 横瀬町議会会議録

目 次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
5月14日(火)	
○臨時議長の紹介	5
○開 会	5
○開 議	5
○議事日程の報告	5
○仮議席の指定	5
○議長の選挙	6
○議長就任のあいさつ	7
○議席の指定	8
○会議録署名議員の指名	9
○会期の決定	9
○副議長の選挙	9
○副議長就任のあいさつ	11
○常任委員会委員の選任	11
○常任委員会正副委員長の互選	12
○議会運営委員会委員の選任	13
○議会運営委員会正副委員長の互選	14
○秩父広域市町村圏組合議会議員の選挙	14
○町長あいさつ	15
○管理職の紹介	16
○議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決	16
・議案第34号 専決処分の承認を求めることについて(横瀬町税条例等の一部を改正する条例)	
○議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決	21
・議案第35号 専決処分の承認を求めることについて(横瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)	
○議案第36号の上程、説明、質疑、採決	24
・議案第36号 横瀬町教育長の任命について	
○議案第37号の上程、説明、質疑、採決	25
・議案第37号 横瀬町監査委員の選任について	

○議案第 38 号の上程、説明、質疑、採決 .....	26
・議案第 38 号 横瀬町監査委員の選任について	
○教育長退任のあいさつ、送別の言葉、花束の贈呈 .....	27
○閉会中の継続審査の申し出 .....	28
○閉 会 .....	29

○ 招 集 告 示

横瀬町告示第1号

令和元年第2回横瀬町議会臨時会を、次の事件につき、令和元年5月14日横瀬町役場に招集する。

令和元年5月7日

秩父郡横瀬町長 富 田 能 成

付議事件

- 1、専決処分の承認を求めることについて（横瀬町税条例等の一部を改正する条例）
- 1、専決処分の承認を求めることについて（横瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 1、横瀬町教育長の任命について
- 1、横瀬町監査委員の選任について
- 1、横瀬町監査委員の選任について

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（12名）

1番	向	井	芳	文	議員	2番	黒	澤	克	久	議員		
3番	阿	左	美	健	司	議員	4番	宮	原	み	さ	子	議員
5番	浅	見	裕	彦	議員	6番	新	井	鼓	次	郎	議員	
7番	内	藤	純	夫	議員	8番	大	野	伸	惠	議員		
9番	若	林	想	一	郎	議員	10番	関	根		修	議員	
11番	小	泉	初	男	議員	12番	若	林	清	平	議員		

不応招議員（なし）

## 令和元年第2回横瀬町議会臨時会 第1日

令和元年5月14日（火曜日）

議事日程（第1号）

1、臨時議長の紹介

1、開 会

1、開 議

1、議事日程の報告

1、仮議席の指定

1、選挙第 1号 議長の選挙

1、議長就任のあいさつ

1、議席の指定

1、会議録署名議員の指名

1、会期の決定

1、選挙第 2号 副議長の選挙

1、副議長就任のあいさつ

1、常任委員会委員の選任

1、常任委員会正副委員長の互選

1、議会運営委員会委員の選任

1、議会運営委員会正副委員長の互選

1、選挙第 3号 秩父広域市町村圏組合議会議員の選挙

1、町長あいさつ

1、管理職の紹介

1、議案第34号 専決処分の承認を求めることについて（横瀬町税条例等の一部を改正する条例）の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第35号 専決処分の承認を求めることについて（横瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第36号 横瀬町教育長の任命についての上程、説明、質疑、採決

1、議案第37号 横瀬町監査委員の選任についての上程、説明、質疑、採決

1、議案第38号 横瀬町監査委員の選任についての上程、説明、質疑、採決

1、閉 会

午前10時開会

出席議員（12名）

1番	向井芳文	議員	2番	黒澤克久	議員
3番	阿左美健司	議員	4番	宮原みさ子	議員
5番	浅見裕彦	議員	6番	新井鼓次郎	議員
7番	内藤純夫	議員	8番	大野伸惠	議員
9番	若林想一郎	議員	10番	関根修	議員
11番	小泉初男	議員	12番	若林清平	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

富田能成	町長	井上雅国	副町長
久保忠太郎	教育長	守屋敦夫	総務課長
新井幸雄	まち経営課長	小泉照雄	税務会計課長兼計者 課長管理
大場玲子	いきいき町民課長	浅見雅子	子育て支援課長
小泉明彦	健康づくり課長	赤岩利行	振興課長
町田文利	建設課長	大畑忠雄	建設課担当課長
大野洋	教育次長		

本会議に出席した事務局職員

小泉智	事務局長	平匡史	書記
-----	------	-----	----

◎臨時議長の紹介

○小泉 智事務局長 皆さん、おはようございます。

議会事務局長の小泉でございます。並びに書記の平でございます。いろいろお世話になりますが、よろしくお願いたします。

本臨時会は、一般選挙後初めての議会でございます。議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職を務めることとなっております。

年長の若林清平議員を紹介いたします。

若林さん、よろしくお願いたします。

〔若林清平臨時議長、議長席に着席〕

○若林清平臨時議長 ただいまご紹介をいただきました若林清平です。地方自治法の規定により、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくお願いたします。着座にて進めさせていただきます。

\_\_\_\_\_ ◇ \_\_\_\_\_

◎開会の宣告

(午前10時00分)

○若林清平臨時議長 ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、これより令和元年第2回横瀬町議会臨時会を開会いたします。

\_\_\_\_\_ ◇ \_\_\_\_\_

◎開議の宣告

○若林清平臨時議長 直ちに本日の会議を開きます。

\_\_\_\_\_ ◇ \_\_\_\_\_

◎議事日程の報告

○若林清平臨時議長 議事日程につきましては、お手元に配付してありますので、ご了承願います。

\_\_\_\_\_ ◇ \_\_\_\_\_

◎仮議席の指定

○若林清平臨時議長 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、配付してあります仮議席表の議席といたします。

\_\_\_\_\_ ◇ \_\_\_\_\_

◎議長の選挙

○若林清平臨時議長 日程第2、選挙第1号 議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、投票による方法と、地方自治法第118条第2項の規定による指名推選の方法とがございしますが、どちらの方法がよろしいか、お諮りいたします。

〔「議長」と言う人あり〕

○若林清平臨時議長 6番、新井鼓次郎議員。

○6番 新井鼓次郎議員 推選をお願いします。

○若林清平臨時議長 ただいま6番、新井鼓次郎議員より推選でという意見がございました。

他にございませんか。

2番、黒澤克久議員。

○2番 黒澤克久議員 投票でお願いいたします。

○若林清平臨時議長 ただいま2番、黒澤克久議員より投票でという発言がございました。

よって、選挙の方法は投票で行います。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時03分

再開 午前10時04分

○若林清平臨時議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議長の選挙を行います。

会議規則第26条の規定により、議場の出入り口の閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○若林清平臨時議長 ただいまの出席議員は12名です。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第30条第2項の規定により、立会人に

5番 浅見 裕彦 議員

7番 内藤 純夫 議員

10番 関根 修 議員

を指名いたします。

投票用紙をお配りいたします。

念のため申し上げますが、投票用紙は単記無記名です。

〔投票用紙配付〕

○若林清平臨時議長 投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林清平臨時議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検をいたします。

〔投票箱点検〕

○若林清平臨時議長 異状なしと認めます。

これより投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順次投票願います。

〔投票〕

○若林清平臨時議長 投票漏れはございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林清平臨時議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

浅見裕彦議員、内藤純夫議員、関根修議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

○若林清平臨時議長 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 12票

有効投票 12票

無効投票 0票です。

有効投票のうち

内藤純夫議員 6票

大野伸恵議員 5票

小泉初男議員 1票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票です。

したがって、6票を獲得した内藤純夫議員が議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

○若林清平臨時議長 ただいま議長に当選されました内藤純夫議員が議長におられますので、会議規則第31条第2項の規定により、当選の旨告知をいたします。



◎議長就任のあいさつ

○若林清平臨時議長 内藤純夫議員の議長就任のごあいさつをお願いいたします。

〔7番 内藤純夫議員登壇〕

○7番 内藤純夫議員 それでは、令和初の議長にご指名いただきまして、大変ありがとうございました。

前任の小泉議長に少しでも近づけるよう日々努力してまいりますので、皆様のご指導、ご協力をよろしく

お願いいたします。

○若林清平臨時議長 皆様のご協力によりまして、無事に議長の選出ができました。ありがとうございますました。

それでは、内藤純夫議長に議長席にお着き願います。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時16分

再開 午前10時17分

〔内藤純夫議長、議長席に着く〕

○内藤純夫議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

お許しをいただきまして、議長席に着かせていただきます。よろしくお願いいたします。



◎議席の指定

○内藤純夫議長 次に、日程第3、議席の指定についてを議題といたします。

議席の指定については、会議規則第3条に議長が定めることと規定されております。議席の決め方ですが、前例に倣い、期の若い方から、さらに同じ期の場合においては生年月日により年齢の若い方から順に、議席番号の1番から12番までといたします。

会議規則の規定により議長より申し上げます。

事務局長より発表いたしますので、お聞きください。

事務局長、お願いいたします。

○小泉 智事務局長 それでは、発表いたします。

1番 向井芳文議員	2番 黒澤克久議員
3番 阿左美健司議員	4番 宮原みさ子議員
5番 浅見裕彦議員	6番 新井鼓次郎議員
7番 内藤純夫議員	8番 大野伸恵議員
9番 若林想一郎議員	10番 関根修議員
11番 小泉初男議員	12番 若林清平議員

以上でございます。

○内藤純夫議長 日程第3、議席の指定につきましては、ただいま発表したとおりにさせていただきます。



◎会議録署名議員の指名

○内藤純夫議長 日程第4、会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

本臨時会の会議録署名議員の指名につきましては、会議規則第114条の規定により、議長よりご指名申し上げます。

2番 黒澤 克久 議員

3番 阿左美 健司 議員

4番 宮原 みさ子 議員

以上、3名の方をお願いいたします。



◎会期の決定

○内藤純夫議長 日程第5、会期の決定についてを議題といたします。

ここでお諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。



◎副議長の選挙

○内藤純夫議長 日程第6、選挙第2号 副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、投票による方法と、地方自治法第118条第2項の規定による指名推選の方法がございますが、どちらの方法がよいか、お諮りいたします。

6番、新井議員。

○6番 新井鼓次郎議員 指名推選でお願いします。

○内藤純夫議長 ただいま6番、新井議員から指名推選でという発言がございましたが、ご異議ございませんか。

11番、小泉議員。

○11番 小泉初男議員 投票でお願いいたします。

○内藤純夫議長 ただいま11番、小泉議員から投票でという発言がございましたので、選挙の方法は投票で行います。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時21分

再開 午前10時21分

○内藤純夫議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより副議長の選挙を行います。

会議規則第26条の規定により、議場の出入り口を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○内藤純夫議長 ただいまの出席議員は12名です。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第30条第2項の規定により、立会人に

6番 新井 鼓次郎 議員

8番 大野 伸 恵 議員

11番 小泉 初 男 議員

を指名いたします。

投票用紙をお配りいたします。

念のため申し上げますが、投票用紙は単記無記名です。

〔投票用紙配付〕

○内藤純夫議長 投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検をいたします。

〔投票箱点検〕

○内藤純夫議長 異状なしと認めます。

これより投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順次投票をお願いいたします。

〔投票〕

○内藤純夫議長 投票漏れはございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

新井鼓次郎議員、大野伸恵議員、小泉初男議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

○内藤純夫議長 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 12票

有効投票 11票

無効投票 1票です。

有効投票のうち

阿左美 健 司 議員 8 票

浅 見 裕 彦 議員 3 票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は2.75票です。

したがって、8票を獲得した阿左美健司議員が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

○内藤純夫議長 ただいま副議長に当選された阿左美健司議員が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により、当選の旨告知をいたします。



◎副議長就任のあいさつ

○内藤純夫議長 それでは、阿左美健司議員、就任のごあいさつをお願いいたします。

〔3番 阿左美健司議員登壇〕

○3番 阿左美健司議員 このたび副議長に選任されました阿左美健司でございます。内藤議長とともに議事運営を円滑にし、横瀬町民のために頑張っていきたいと思っておりますので、今後とも皆様のご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

○内藤純夫議長 皆様のご協力によりまして、無事副議長の選出ができました。ありがとうございました。



◎常任委員会委員の選任

○内藤純夫議長 日程第7、常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

本件につきましては、委員会条例第7条第2項の規定により、議長が会議に諮り、指名することになっております。

ここで諮りいたします。慣例に倣い、委員の選任は議長より指名することでご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 異議なしと認めます。

つきましては、事務局長立ち会いのもと、副議長と相談の上選考し、ご指名申し上げたいと思っております。暫時休憩いたします。

休憩 午前10時33分

再開 午前10時45分

○内藤純夫議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

常任委員会委員の選任でございますが、議長よりご指名いたします。

事務局長より発表いたします。

事務局長、お願いいたします。

○小泉 智事務局長 発表いたします。

まず、総務文教厚生常任委員会委員でございます。

2番 黒澤 克久 議員      4番 宮原 みさ子 議員

7番 内藤 純夫 議員      8番 大野 伸恵 議員

9番 若林 想一郎 議員    12番 若林 清平 議員

続きまして、産業建設常任委員会委員でございます。

1番 向井 芳文 議員      3番 阿左美 健司 議員

5番 浅見 裕彦 議員      6番 新井 鼓次郎 議員

10番 関根 修 議員      11番 小泉 初男 議員

以上でございます。

○内藤純夫議長 事務局長の発表を終わります。

ただいま申し上げたとおりに各常任委員会委員の決定をいたしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 異議なしと認めます。

よって、各常任委員会委員の選任については、先ほど申し上げましたとおり決定いたします。

---

◇

◎常任委員会正副委員長の互選

○内藤純夫議長 日程第8、常任委員会正副委員長の互選についてを議題といたします。

委員会条例第8条第1項並びに第2項の規定に基づきまして、各常任委員会ごとに委員長並びに副委員長の互選をお願いいたします。

なお、総務文教厚生常任委員会は第1委員会室、産業建設常任委員会は議員控室でご相談いただきたいと思います。

互選をしていただく間、しばらくの間休憩をいたします。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時47分

再開 午前10時50分

○内藤純夫議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

各常任委員会委員長、副委員長の互選の結果につきましては、事務局長より発表いたします。

○小泉 智事務局長 発表いたします。

総務文教厚生常任委員会委員長 宮原みさ子 議員  
副委員長 黒澤克久 議員  
産業建設常任委員会委員長 向井芳文 議員  
副委員長 新井鼓次郎 議員

以上でございます。

○内藤純夫議長 各常任委員会正副委員長の互選の結果を発表いたしました。ご了承いただきたいと思えます。



◎議会運営委員会委員の選任

○内藤純夫議長 続きまして、日程第9、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

議会運営委員会委員の選任につきましては、委員会条例第7条第2項の規定により、議長が会議に諮って指名するということになっております。

ここでお諮りいたします。議会運営委員会委員の選任については、慣例に倣い、議長指名とさせていただきますかと存じますが、ご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○内藤純夫議長 異議なしと認めます。

つきましては、事務局長立ち会いのもと、副議長と相談の上選考し、ご指名申し上げます。  
暫時休憩いたします。

休憩 午前10時52分

再開 午前10時52分

○内藤純夫議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会委員の選任でございますが、議長よりご指名申し上げます。

事務局長より発表いたします。

事務局長、お願いいたします。

○小泉 智事務局長 発表いたします。

4番 宮原みさ子 議員 5番 浅見裕彦 議員

6番 新井 鼓次郎 議員    9番 若林 想一郎 議員  
10番 関根 修 議員    12番 若林 清平 議員  
以上でございます。

○内藤純夫議長 事務局長の発表のとおりとさせていただきます。ご了承いただきたいと思います。



◎議会運営委員会正副委員長の互選

○内藤純夫議長 日程第10、議会運営委員会正副委員長の互選についてを議題といたします。

委員会条例第8条第1項並びに第2項の規定に基づき、委員会においては委員長並びに副委員長の互選をお願いいたします。

なお、第1委員会室においてしばらくご相談をいただきたいと思います。

互選をいただく間、しばらくの間休憩をいたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時53分

再開 午前10時56分

○内藤純夫議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会委員長並びに副委員長の互選の結果について、事務局長より報告いたします。

○小泉 智事務局長 それでは、報告いたします。

議会運営委員会委員長 若林 想一郎 議員

副委員長 新井 鼓次郎 議員

以上でございます。

○内藤純夫議長 ただいま事務局長より報告を申し上げたとおりとさせていただきます。ご了承いただきたいと思います。



◎秩父広域市町村圏組合議会議員の選挙

○内藤純夫議長 日程第11、選挙第3号 秩父広域市町村圏組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、投票による方法と、地方自治法第118条第2項の規定による指名推選の方法とがございしますが、どちらの方法がよろしいか、お諮りいたします。

11番、小泉議員。

○11番 小泉初男議員 指名推選でお願いいたします。

○内藤純夫議長 ただいま11番議員より指名推選でお願いしたいという発言がございましたが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことと決定いたしました。

お諮りいたします。指名推選の方法については、慣例に倣い、議長が指名することとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時01分

○内藤純夫議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

秩父広域市町村圏組合議会議員に黒澤克久議員、浅見裕彦議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名した方々を組合議会議員の当選人と定めることについてご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した方々が組合議会議員に当選されました。

当選者が議場におりますので、会議規則第31条第2項の規定により、当選の旨告知いたします。

---

◎町長あいさつ

○内藤純夫議長 ここで議案の審議に入る前に、町長からごあいさつがございます。

町長、お願いいたします。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 議長にお許しをいただき、一言あいさつをさせていただきます。

本日ここに、新しく選出されました議員各位をお迎えしての初めての議会に当たり、ごあいさつの機会をいただき、大変ありがとうございます。

皆様方におかれましては、平成31年4月21日執行の横瀬町議会議員一般選挙におきまして、めでたく当選の榮譽を得られましたこと、心よりお祝いを申し上げます。また、ただいまは議長、副議長を初め常任

委員会等の構成が決定され、新しい議会の体制が整いましたこと、心からお喜び申し上げます。

さらに、内藤議長、阿左美副議長におかれましては、見識豊かで町民からの信望も厚く、日ごろから町政発展のためにご活躍をされておる方でございます。今後の議会運営にお力を十分に発揮されますことを心からご祈念申し上げます。

私も、横瀬町発展のため、議員の皆様方のご支援、ご協力を賜り、町民の期待と信頼に応えられる行政運営に努めてまいる所存でありますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

最後に、本臨時会にご提案申し上げました議案であります。専決処分の承認を求めることについて2件、横瀬町教育長の任命について1件、横瀬町監査委員の選任について2件でございます。ご審議を賜りましてご可決いただきますようお願い申し上げます。私のあいさつとさせていただきます。

○内藤純夫議長 以上で町長のあいさつを終わります。

---

◇

◎管理職の紹介

○内藤純夫議長 ここで執行部より各管理職の紹介をしたいとの申し入れがございました。これを許可したいと思います。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時18分

○内藤純夫議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◇

◎議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決

○内藤純夫議長 日程第12、議案第34号 専決処分の承認を求めることについて（横瀬町税条例等の一部を改正する条例）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第12、議案第34号 専決処分の承認を求めることについてであります。地方税法等の一部を改正する法律等が平成31年3月29日に公布されたことに伴い、緊急に横瀬町税条例を改正する必要が生じ、平成31年3月29日、横瀬町税条例等の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○内藤純夫議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、担当課長より細部を説明いたします。

税務会計課長。

〔小泉照雄税務会計課長兼会計管理者登壇〕

○小泉照雄税務会計課長兼会計管理者 それでは、横瀬町税条例の改正についてご説明をさせていただきます。

本日お配りいたしました横瀬町税条例の改正概要により説明をさせていただきます。改正条ごとに改正の概要について説明をさせていただきます。なお、施行期日につきましては、改正条ごとに記されておりますので、そちらをご確認いただきたいと思います。

また、条例中の施行日の元号が5月1日以降の施行日におきましても、「平成」で表記されておりますが、公布日が改元前であることから「平成」の表記となっております。この「平成」の表記につきましては、改元に伴う公文書の取り扱いに基づき、新元号「令和」に読みかえて適用となりますことをご了承いただきたいと思います。

それでは、第1条による改正から説明させていただきます。改正条、第34条の7につきましては、寄附金税額控除に係る規定の改正でございます。地方税法の改正によりまして、ふるさと納税により対象となる寄附金について規定するものでございます。本年6月以降のふるさと納税の寄附金につきまして、返礼品の返礼割合を3割以下、返礼品が地場産品であることを基準に、総務大臣の指定を受けた自治体の寄附金が控除の対象となることを規定するものでございます。

附則第7条の3の2につきましては、個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除に係る規定の改正でございます。住宅借入金の特別控除期間を平成43年から45年までの3年間延長するものでございます。また、特別控除の適用を受ける際に、租税特別措置法の申告の要件が必要でありましたが、その要件が廃止されることを規定するものでございます。

続きまして、附則第7条の4につきましては、寄附金税額控除における控除額の特例に係る規定の改正でございますが、こちらは第34条の7に関連して、法律等の改正に合わせて所要の規定の整備をするものでございます。

続きまして、附則第9条及び附則第9条の2につきましては、個人の町民税の寄附金控除額に係る申告の特例等の規定の改正でございます。ふるさと納税により寄附金控除の特例措置として、確定申告を受けることなく寄附金控除を受けることができるワンストップサービスの特例の申請の規定でございます。今回の法改正による規定によりまして、総務大臣の指定を受けた自治体の寄附金がワンストップサービスの特例の対象となることを規定するものでございます。

附則第10条の2、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合に係る規定の改正及び附則第10条の3、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告に係る規定の改正でございますが、法律等の改正に合わせて所要の規定の整備をするものでございます。

附則第16条及び附則第16条の2につきましては、軽自動車税の規定の改正でございますが、こちらは後ほど別紙のほうで説明をさせていただきます。

続いて、2ページをごらんください。第2条による改正でございますけれども、第36条の2につきましては、町民税の申告に係る規定の改正でございます。町民税申告書の記載事項を簡略するものでございます。町民税の申告の所得控除額が年末調整の所得控除額と同額である場合は、所得控除の内訳の記載を不要とするものでございます。

第36条の3の2、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族申告書に係る規定の改正及び第36条の3の3、個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書に係る規定の改正でございますが、給与所得者及び年金受給者の扶養親族申告書の記載事項に、単身児童扶養者の規定の記載事項を追加するものでございます。

続いて、第36条の4につきましては、町民税の不申告に関する過料に係る規定の改正でございますが、法律等の改正に合わせて所要の規定の整備をするものでございます。

続いて、附則第15条の2、附則第15条の2の2、附則第15条の6、附則第16条、附則第16条の2につきましては、軽自動車税に係る規定の改正でございますが、こちらは後ほど別紙のほうで説明をさせていただきます。

続いて、第3条による改正でございます。第24条につきましては、個人の町民税の非課税の範囲に係る規定の改正でございます。単身児童扶養者を非課税措置の対象とする規定でございますが、単身児童扶養者、児童扶養手当の支給を受け、婚姻をしていないひとり親の方、いわゆる婚姻をしないで子供を持つひとり親の方につきまして、前年の合計所得金額が135万円以下の場合に非課税とする措置でございます。

続きまして、附則第16条及び附則第16条の2につきましては、軽自動車税に係る規定の改正でございますが、こちらは後ほど別紙で説明させていただきます。

続いて、3ページをごらんください。第4条による改正でございます。こちらは平成29年に改正した条例を改正するものです。第1条の2につきましては、軽自動車税の規定の改正でございますが、後ほど説明をさせていただきます。

第5条による改正でございます。こちらは平成30年に改正した条例の一部を改正するものでございます。第1条につきまして、法人の町民税の申告納付に係る規定の改正でございます。資本金1億円以上の企業におきましては、申告書の提出について電子申告が義務化されましたが、回線の故障等により電子申告ができない場合、書面による申告の提出も可能とするものでございます。

附則第1条及び第2条につきましては、法律等の改正に合わせて所要の規定の整備をするものでございます。

続いて、附則でございます。第1条につきましては、施行期日を規定してございます。

第2条から第8条につきましては、町民税、固定資産税、軽自動車税、それぞれの経過措置を規定するものでございます。

続いて、4ページをごらんください。途中で説明を省略しました軽自動車税の改正概要について説明をさせていただきます。

まず、(1)番、環境性能割でございます。こちらは本年10月1日より適用されるものでございます。軽自動車の取得税が環境性能割となり、埼玉県の税金から町税に変更するものでございます。環境性能に応じた税率を適用し、税率は取得価格50万円以上の車両に対して税率をかけ課税するものでございます。

基本の税率は2%、1%、非課税の税率でございますが、特例措置といたしまして、本年10月からの消費税の引き上げに対応し、来年の9月30日まで1年間、1%非課税の軽減措置をするものでございます。

(2)番として、グリーン化特例による軽減税率でございます。これは、これまでこの税率が適用されておるわけですが、低排出ガス及び燃費性能にすぐれた環境負荷の小さい軽自動車に対して税率を軽減するものです。車両を取得した翌年度の軽自動車税の1年の限り適用され、このグリーン化特例につきましては、平成33年度まで延長するものでございます。34年度からにつきましては、電気自動車に限定し、35年度まで適用するものでございます。対象者、軽減割合、軽減期間、軽減後の税率につきましては、表のとおりでございますので、ご確認をいただきたいと思っております。

(3)番、重量税率でございます。こちらにも既に導入されている税率ですが、引き続き適用となるものでございます。環境負荷の小さい自動車の普及を進める観点から、最初の新規検査を受けた月から起算して13年を経過した月、いわゆる14年目から重課税率が引き上げとなるものでございます。標準税率に対して重課税率、表のような税率となります。

以上、横瀬町税条例の改正を終わらせていただきます。

○内藤純夫議長 説明を終わります。

続きまして、質疑に移ります。質疑ございますか。

5番、浅見議員。

○5番 浅見裕彦議員 説明ありがとうございました。なかなか多岐にわたって、どう読んでいこうかというところでも、資料に基づいて説明をいただきました。

毎年聞いていることで、専決処分との関係であります。まず1点目として、これが専決処分が3月29日になっております。3月29日に公布されたことに伴って、必要に応じて専決処分しましたということですが、このそもそも専決処分書の起案日というか、起案日はこの日になるであろう、3月29日に公布だということなのですが、その前にこういう準備しないと、この条例案というのはできないというふうに思うので、そういう情報を得た期日がいつでもって、その情報に基づいて準備をして、3月29日に起案して決裁という形になっていると思います。そこら辺の流れについて説明をしていただきたいというのが1点であります。

次に、ページの本文でいうと1ページで、新旧対照表にいきますと5ページになっております。附則第15条第2項ということで、第10条の2で、本附則で町の条例に定める割合とあります。これが3分の1から2分の1に変わりますということになります。町の独自にできる判断で、これを3分の1から2分の1、こういうふうに変えたのかどうかについての説明をよろしく願います。それが2点目であります。

3点目ですが、この専決処分書の4ページであります。4ページで第2条に改めるという中での36条によって次の事項を3項加える。2項と3項が加わるわけですが、この2項、県知事は、3項の県知事はと書いてあるところがあります。町の条例に対して県知事の規定を定めるというふうには読んでしまったので、そこら辺の解釈の点について、こういうふうにはここは読むのですよということがあれば、そここのところの説明をよろしく願います。

それともう一点です。4点ですが、4点目の中で、この新旧対照表と本文の書き方の点なのですが、附則の点については、非常に第何条第何項に定めるというのから、附則では規定により行ったどうの

こうのという書き方によってきて、例えば7ページにあります横瀬町税条例等の一部を改正する条例（平成29年条例第8号）の一部を次のように改正する。第1条の2のうち、横瀬町税条例附則第15条の次に5条を加える改正規定については次のようにという説明になっているので、この説明のところ、今までほかの点については、これをこういうふうに改めるというふうになっているのですが、その書き方がこういうふうになっているというので、そのところをわかりやすく説明していただければと思います。ちなみに、この附則の横瀬町条例の附則で29年の8号にはどういうふう書いてあるかという、附則、平成29年の条例第8号、この条例は、公布の日から施行するとは書いていないのです。本文等の点との一部改正条例をどのように解釈していくのかについて説明をよろしくお願ひいたしたいと思ひます。4点であります。よろしくお願ひします。

○内藤純夫議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

税務会計課長。

○小泉照雄税務会計課長兼会計管理者 それでは、お答えいたします。

専決処分に関係でございますけれども、税条例の改正に関しましては、国から埼玉県を通じて改正条例案が情報提供されます。この改正条例案により改正条例を事前に作成し、審査した後、地方税法の公布の確認ができた時点、3月29日に告示したところでございます。改正条例案につきましては、3月1日に初版、3月14日に第2版、3月27日に最終版の3回情報提供され、その都度修正し、改正条例を作成したところでございます。法律と条例の整合性をとるため、法律の改正に合わせて一括して改正を行っていることをご理解いただきたいと思います。

続きまして、2つ目の質問の町で決める割合ですけれども、国が示した基準、2分の1と同額の基準を採用しているところでございます。

それから、3つ目の知事の表記の関係でございますけれども、この条文につきましては、軽自動車税の環境性能割に関する条文であります。今回の条例改正で環境性能割が導入されるところでございますけれども、これは今まで自動車取得税として埼玉県が課税していたものが環境性能割として町の税金となるものです。この環境性能割は、町の税金となるところですが、当分の間、県知事がこれまでの自動車取得税と同様に賦課徴収し、横瀬町に徴収金を払い込むことから、条例中、県知事の表記となっているところでございます。

それから、最後の質問でございますけれども、第4条の関係、一部改正で表記の部分でございますが、第4条は平成29年に改正した一部改正条例の規定の一部を改正するものです。このことから、一部改正条例の改正部分を特定させるため、このような表記となっていることをご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○内藤純夫議長 再質問ございますか。よろしいですか。

ほかに質問ございますか。

〔なし〕という人あり〕

○内藤純夫議長 質問なしと認めます。

討論に移ります。討論ございますか。

〔なし〕という人あり〕

○内藤純夫議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第12、議案第34号 専決処分の承認を求めることについて（横瀬町税条例等の一部を改正する条例）は、これを原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○内藤純夫議長 起立総員です。

よって、議案第34号は原案のとおり承認することに決定いたしました。



◎議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決

○内藤純夫議長 日程第13、議案第35号 専決処分の承認を求めることについて（横瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第13、議案第35号 専決処分の承認を求めることについてであります。が、地方税法等の一部を改正する法律等が平成31年3月29日に公布されたことに伴い、緊急に横瀬町国民健康保険税条例を改正する必要が生じ、平成31年3月29日、横瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○内藤純夫議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、担当課長より細部について説明いたします。

税務会計課長。

〔小泉照雄税務会計課長兼会計管理者登壇〕

○小泉照雄税務会計課長兼会計管理者 それでは、横瀬町国民健康保険税条例の改正について説明をさせていただきます。

本日お配りいたしました横瀬町国民健康保険税条例の改正概要により説明をさせていただきます。改正条、改正の概要、施行期日の順に説明をさせていただきます。

第2条及び第21条につきましては、国民健康保険税の医療給付分の課税限度額の改正でございます。

「58万円」から「61万円」に変更するものでございます。

続いて、第21条につきましては、国民健康保険税の均等割額及び平等割額の減額措置に係る軽減判定所得の算定方法の改正でございます。5割軽減基準額を「27万5,000円」から「28万円」に、2割軽減基準額を「50万円」から「51万円」に変更するものでございます。

施行期日につきましては、平成31年4月1日、平成31年度以降の課税から適用となります。

以上でございます。

○内藤純夫議長 説明を終わります。

質疑に移ります。質疑ございますか。

5番、浅見議員。

○5番 浅見裕彦議員 説明ありがとうございました。3点ほどよろしく申し上げます。

先ほどは、地方税法の一部改正の法律がということで、このところの起案日等については先ほど情報を得ましたので、今回、この上限額が上がるという、医療給付分の課税限度額が58万円から61万円に3万円上がる。こういうふうにならったときの影響する世帯数、これについてを1つはお願いいたします。

それから、2番目として、先ほどありました5割軽減あるいは2割軽減も算定が変わりますということで、与えられる世帯数、被保険者数、それから影響額等についてのつかんでいる情報がありましたら、そこをお願いいたします。

それから、最後3点目であります。これは私も一般質問等あるいは条例改正等で質問してきていて、町の姿勢はどうかというところでもあります。今、国民健康保険の負担を軽減していこうではないかということで、均等割減免が自治体等でふえてきているところでもあります。埼玉県内等につきましても、富士見市、ふじみ野市、それから鴻巣市、杉戸町、皆野町、小鹿野町というふうな点でふえてきています。小鹿野町、皆野町の条例を見ますと、減免条例ということで、国民健康保険税の減税で、ここに上がっている賦課期日の属する年の翌年の3月31日に19歳未満の被保険者が3人以上いる世帯の納税義務者に対して減免をしますと、こういう条例に変わってきているところでもあります。横瀬町として、今回の専決では入っていませんが、次にこの減免についてどう考えるかについての説明をよろしくお願いいたします。

以上です。

○内藤純夫議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

税務会計課長。

○小泉照雄税務会計課長兼会計管理者 それでは、お答えいたします。

今回の改正による課税限度額の対象者でございますけれども、平成30年度末の課税ベースで試算した場合、限度額対象者は13人、限度超過額は39万2,431円であります。試算した場合、対象人員の変更はなく、限度超過額は39万円増になる試算でございます。

続きまして、軽減措置の対象者でございますけれども、こちらも平成30年度末課税ベースで試算した場合、5割軽減の対象者は3世帯増の199世帯、被保険者4人増の378人、6万100円の軽減となります。2割軽減の対象者につきましては、1世帯増の155世帯、被保険者3人増の302人、1万8,980円の軽減となります。合わせて7万9,080円の軽減の試算となっております。

それから、最後のご質問の今回の条例改正とは直接的にはない質問でございますけれども、国保税の金等割につきましても、国保加入者の人数により算定し、課税するわけでございますが、現在全ての市町村で採用されており、子供に対しても課税されております。国民健康保険税は、年間必要とする国保事業に要する経費を国保加入者が負担するものです。子供の均等割について減免制度を導入することは、その減免による減収分を他の国保加入者が負担しなければならないという財政上の問題が生じます。このことから、子育て世代に対する負担軽減につきましては、少子化社会に対応するため重要であるとは認識してお

りますが、国保税の減免措置につきましては、他の納税者との均衡を考えながら慎重に取り扱う必要があると考えます。

以上です。

○内藤純夫議長 5番、浅見議員。

○5番 浅見裕彦議員 5割軽減あるいは2割軽減についての、全体的にこういうふうな形で7万9,080円という形で負担はやわらかくなってきますよということでありました。国保加入の関係であります。この均等割については、生まれたばかりの子供にもかかる。子育て世代に、今課長言いました重要な点は認識するけれども、他の納税者との均衡を考えたときにはというふうな説明がありました。今まで国保会計につきましては5,000万円、去年は500万円、でも実際に使わなかったということで、それなりの町としての財源措置はあって、それがほかにかかわってきたという点があるというふうに思います。ぜひ子育て世代を応援するという形で、全ての自治体でやっているかといったら、そこは変わってきている点がありますので、今後の考え方、前も伺っていますが、町長にこの点についての考えを伺いたいと思います。よろしくをお願いします。

○内藤純夫議長 ただいまの質問の答弁を求めます。

町長。

○富田能成町長 私のほうからお答えします。

子育て世代に関して負担があるところに負担軽減を考えていくということは、引き続き町でも考え方としては持っていきたいというふうに思っています。一方で、先ほどご説明でもさせていただいたとおり、公平性のところというのは大変大切なことですので、その辺のバランスをとりながら運営に努めてまいりたいというふうに思います。

○内藤純夫議長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 なければ質疑を終結いたします。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第13、議案第35号 専決処分の承認を求めることについて（横瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）は、これを原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○内藤純夫議長 起立総員です。

よって、議案第35号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時43分

再開 午前11時43分

○内藤純夫議長 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎議案第36号の上程、説明、質疑、採決

○内藤純夫議長 日程第14、議案第36号 横瀬町教育長の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第14、議案第36号であります。横瀬町教育長の任命についてであります。横瀬町教育長久保忠太郎氏は、令和元年5月17日で退職となるため、後任として設楽政夫氏を任命することについて同意を得たいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、この案を提出するものであります。

なお、教育長の就任につきましては、令和元年5月18日を予定し、任期は前任者の残任期間とし、令和3年3月31日まででございます。

設楽さんの経歴について申し上げます。設楽さんは、皆野町にお住まいで、昭和33年2月14日生まれの61歳でございます。経歴でございますが、大学卒業後、昭和55年4月に埼玉県の教諭となられました。大宮市、入間市の小学校教諭、入間市教育委員会指導主事を経て、平成17年4月から横瀬町立芦ヶ久保小学校教頭、秩父市の小学校教頭を、平成22年4月から秩父市の小学校校長、平成25年から横瀬小学校校長を務め、平成30年3月に定年退職されております。その後、現在に至るまで、横瀬町教育委員会事務局で学校教育指導員として勤務いただいております。教育長として適任と思いますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○内藤純夫議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、質疑に移ります。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 質疑なしと認めます。

人事案件でございますので、討論を省略して直ちに採決いたします。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 異議なしと認めます。

採決いたします。

日程第14、議案第36号 横瀬町教育長の任命については、これを原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 異議なしと認めます。

よって、議案第36号は、これを原案のとおり同意することに決定いたしました。



◎議案第37号の上程、説明、質疑、採決

○内藤純夫議長 日程第15、議案第37号 横瀬町監査委員の選任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、12番、若林清平議員の退場を求めます。

〔12番 若林清平議員退場〕

○内藤純夫議長 提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第15、議案第37号 横瀬町監査委員の選任についてであります。議員のうちから選任する横瀬町監査委員欠員につき、若林清平氏を選任することについて同意を得たいので、地方自治法第196条第1項の規定により、この案を提出するものであります。ご審議のほどよろしく願います。

○内藤純夫議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、質疑に移ります。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 質疑なしと認めます。

人事案件でございますので、討論を省略して直ちに採決をいたしますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 異議なしと認めます。

採決いたします。

日程第15、議案第37号 横瀬町監査委員の選任については、これを原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 異議なしと認めます。

よって、議案第37号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

12番、若林清平議員の入場を求めます。

〔12番 若林清平議員入場〕

○内藤純夫議長 12番、若林清平議員に申し上げます。

ただいま議案第37号につきましては、原案のとおり同意された旨を報告いたします。

それでは、若林清平議員のごあいさつをお願いいたします。

○12番 若林清平議員 ただいまの監査委員の選任について、引き続き監査委員に選任をいただきましてありがとうございます。今までの経験を生かしながら、皆さんの期待に応えられるような監査を進めてまいりたいと思います。またいろいろと議員各位、執行部の皆さんにもご指導よろしくお願ひしたいと思いま

す。一言申し上げまして、あいさつにかえさせていただきます。

○内藤純夫議長 以上で監査委員のあいさつを終わります。



◎議案第38号の上程、説明、質疑、採決

○内藤純夫議長 日程第16、議案第38号 横瀬町監査委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第16、議案第38号であります。横瀬町監査委員の選任についてであります。横瀬町監査委員加藤元弘氏の任期は令和元年5月15日で満了となるため、後任として大沢賢治氏を選任することについて同意を得たいので、地方自治法第196条第1項の規定により、この案を提出するものであります。

大沢さんの経歴について申し上げます。大沢さんは、横瀬町第11区にお住まいで、昭和29年9月26日生まれの64歳でございます。経歴でございますが、大学卒業後、昭和53年4月に秩父市の職員となりました。平成27年3月に定年退職されるまで、秘書課、財政課、庶務課、財務課主任、財政係長、人事課主幹、秘書課長、財務部次長、教育委員会事務局長、財務部長などを歴任されております。その後、平成30年3月までの3年間、秩父市社会福祉協議会事務局長を務められました。地方自治体の事務や財政に明るく、監査委員として適任と思っておりますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○内藤純夫議長 提案理由の説明を終わります。

質疑に移ります。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 質疑なしと認めます。

人事案件でございますので、討論を省略して直ちに採決をいたしますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 異議なしと認めます。

採決いたします。

日程第16、議案第38号 横瀬町監査委員の選任については、これを原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 異議なしと認めます。

よって、議案第38号はこれを原案のとおり同意することと決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時53分

再開 午前11時54分

○内藤純夫議長 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎教育長退任のあいさつ、送別の言葉、花束の贈呈

○内藤純夫議長 ここでお諮りいたします。

ご案内のように久保教育長が5月17日付をもって職を辞することになりました。それに伴いまして発言を求められておりますので、発言を許可したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 異議なしと認めます。

それでは、久保教育長、退任のごあいさつをお願いいたします。

〔久保忠太郎教育長登壇〕

○久保忠太郎教育長 ただいま議長のお許しをいただき、重ねて貴重な時間をいただきました。このような場を設けていただきまして、ありがとうございます。職を辞するに当たりまして、一言御礼のあいさつを申し上げたいと思います。

平成27年3月、横瀬町議会で同意をいただきまして、横瀬町の教育長を拝命いたしました。4年と1カ月半、教育長を務めさせていただいたことは、議員各位、町長を初め町職員の皆様、学校関係者及び町民の皆様に支えていただきましたおかげと深く感謝を申し上げます。2期目の途中で私ごとで本当にこのような選択をしたこと、大変申しわけなく思っております。大変申しわけございません。

振り返ってみれば、学校教育、社会教育面で皆様のご理解とご指導、そしてご支援をいただきながら大きく展開することができました。子供たちは、人、家族、本、自然、地域等に触れ合いながら、さまざまな経験を通して力をつけていくものだと思っております。学校教育の目的、目標に向けまして、知、徳、体の指標に近いと思われる数字で見ますと、子供たちは9年間でそれぞれ着実に成果を出しております。よい方向に進んでいるということは、子供たちの基本的な生活習慣が身につけてきている一つのあらわれであると思います。これらの成果は、家庭、地域の協力をいただきながら、小学校、中学校の連携を初め、学校、家庭、地域が一体となってさまざまなことに取り組んでいる成果だと思っております。令和という新たな時代を迎えまして、過去を見詰め、過去から学び、そして現在を理解することは、未来を開き、築くことにつながっていくかと思っております。

終わりに、横瀬町のますますのご発展と議員の皆様のご温かいご指導、ご支援に感謝を申し上げ、ますますのご活躍をご祈念申し上げ、御礼のあいさつにさせていただきます。いろいろと本当にありがとうございました。

○内藤純夫議長 どうもありがとうございました。

ここで議会側より送別の言葉を申し上げたいと思います。

代表しまして、副議長の阿左美健司議員、お願いいたします。

〔3番 阿左美健司議員登壇〕

○3番 阿左美健司議員 それでは、議会を代表いたしまして、久保教育長に送別の言葉をお贈りいたしたいと思います。

久保教育長、長い間、お疲れさまでした。横瀬町の教育長といたしましては4年余りでございましたが、横瀬の教育長就任前にも地域の教育行政に長く携われておりまして、その秩父地域に対する功績も多大であると私も認識しております。私も過去にPTAでお世話になったことがありまして、そのときから久保教育長の人柄含めて功績のほうは皆に周知した事実でございました。また、改めまして横瀬町教育長になられてからも、4年間いろいろなことに取り組みまして、その功績も多大で、皆さん議員各位並びに町民各位も心の一つ、二つ、もしくはもっと多く思い当たる節がある方もいらっしゃると思います。そういったことを含めまして、今まで久保教育長が秩父地域並びに横瀬町に残された功績をもとに、私たちも未来へ向けて、教育の向上に向けて頑張っていきたいと思いますので、今後とも見守っていただければ幸いです。

そういうことで、久保教育長、長い間、お疲れさまでした。言葉とさせていただきます。

○内藤純夫議長 ありがとうございます。

ここで、退任されます久保教育長に対しまして、議会側より花束の贈呈を行いたいと思います。

議会を代表いたしまして、総務文教厚生常任委員長の宮原議員、お願いいたします。

〔花束の贈呈〕

○内藤純夫議長 どうもお疲れさまでございました。

以上で、退任されます久保教育長のごあいさつと、議会を代表しましての送別の言葉、花束の贈呈を終了させていただきます。



◎閉会中の継続審査の申し出

○内藤純夫議長 ここでお諮りいたします。

議会運営委員会委員長より地方自治法第109条第3項に規定する調査を、会議規則第72条の規定により閉会中の継続審査としたい旨の申し出がありました。そのように取り計らいをしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 異議なしと認めます。

よって、そのように取り計らいをさせていただきます。

---

○内藤純夫議長 ここで字句の整理についてお諮りいたします。

会議規則第44条の規定により、会議中の発言に際しまして不適當あるいは不備な点がございましたら、議長において整理をさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○内藤純夫議長 異議なしと認めます。

よって、そのように処理をさせていただきます。



◎閉会の宣告

○内藤純夫議長 以上で本臨時会の会議に付された事件は全て議了いたしました。

これで会議を閉じます。

令和元年第2回横瀬町議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 零時03分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

臨時議長 若 林 清 平

議長 内 藤 純 夫

署名議員 黒 澤 克 久

署名議員 阿 左 美 健 司

署名議員 宮 原 み さ 子